

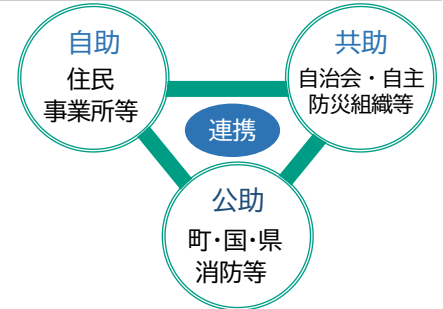
白子町地域防災計画【概要版】

令和8年3月修正

1 地域防災計画とは

◆地域防災計画の目的

白子町地域防災計画は、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として策定しており、自助・共助・公助それぞれの主体が連携して災害対策を行うため、町、国、県、消防、警察、ライフライン事業者、住民、事業所等の役割と必要な対策の基本について定めています。



◆計画の基本的な考え方

本町は、地震、津波、暴風、豪雨、洪水、高潮など多くの災害のリスクがあり、その発生を完全に防ぐことは不可能であるという観点から、被害の最小化を図る「減災」の考え方を基本とした対策を進めます。また、自助・共助・公助の各主体が一体となって町全体の防災力向上を図るとともに、災害対策を進めるにあたっては要配慮者や女性、子どもを含む様々な主体の視点を取り入れた計画とします。

◆地域防災計画の構成

本計画は次の4つの編で構成し、地震・津波災害、風水害、大規模事故等の災害別に、平時に行う予防計画、災害時に行う応急対策計画、復旧・復興計画を定めています。

総 則 編	計画の目的、方針、防災関係機関とその業務、町民等の役割、地域の特性等
地震・津波編	地震による揺れ、液状化、火災及び津波への対策、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策
風水害編	大雨による洪水や高潮による浸水、強風や竜巻による風害等への対策
大規模事故編	大規模火災、林野火災、危険物等の火災・漏洩等、航空機の墜落、道路での多重衝突、海難事故、油等の海上流出、放射性物質事故、大規模停電への対策

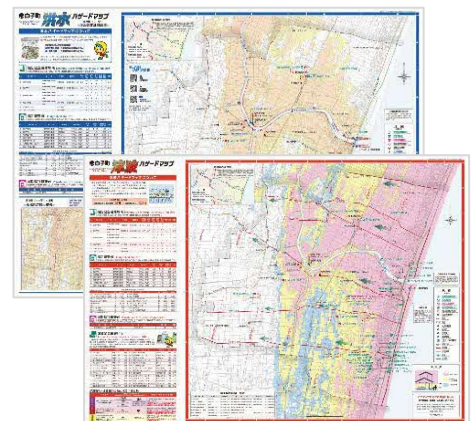
2 災害危険性

◆地震・津波

東京湾北部地震（マグニチュード7.3）が発生した場合、町内の震度は最大6弱となり、建物の全壊24棟、負傷者30人、避難者1,388人に上ると予測されています。また、相模トラフや日本海溝で地震が発生した場合、津波が海岸部一帯に到達すると想定されています。

◆洪水・高潮

想定最大規模の降雨で南白亀川や一宮川が氾濫した場合、概ね県道123号より海岸側、茂原市及び長生村との境界付近の低地部の一帯などが浸水すると予測されています。また、想定最大規模の高潮が発生した場合、浸水範囲は海岸から内陸部へ4km付近まで達すると予想されています。



白子町ハザードマップ
(洪水・津波)

3 災害予防（災害への平時の備え）

◆防災教育・広報

児童期からの教育を重視し、自ら判断し、避難する力を養う防災教育を行います。小学校では津波避難と家族への働きかけを強化し、中学校では避難所ボランティア等の共助を担う人材を育成します。

また、発達段階に応じた継続的指導により、他者や地域に貢献する意識を醸成します。



◆自主防災組織の育成

自主防災組織の資機材整備や防災訓練の支援、リーダー研修等により、組織の結成、活動の活性化を促進します。なお、町では、防災資機材等（消火器、担架、スコップ、ジャッキ、リヤカー、救急薬品、発電機、投光器、その他防災活動に必要な資機材等）の購入経費や防災訓練等の活動経費を助成しています。

◆耐震化の促進

白子町耐震改修促進計画に基づき、町有建築物の耐震化を進めるとともに、住宅等の耐震化を促進します。なお、町では、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断費用や耐震改修工事費用の一部を補助しています。

◆防災訓練の推進

町及び消防本部は、毎年10月に町全域を対象とした総合的な防災訓練を実施し、防災研修、展示物の掲示、防災体験等により住民への啓発に努めます。

また、学校においては、津波や地震、火災など様々な自然災害を想定した避難訓練を実施します（右写真参照）。



◆食料等の備蓄

各家庭において最低3日間（推奨1週間）の飲食料や生活用品、その他生活必需物資を備蓄するよう、防災関連行事等を通じて意識の啓発を図ります。

町では、想定避難者数を考慮した備蓄目標を設定し、計画的な現物備蓄を推進します。また、現物備蓄が困難な物資は流通備蓄とし、関係団体・企業との災害協力協定の締結を進めています。

◆避難場所・避難所の指定

住民が災害から避難する場所、避難生活をする場所を提供するため、次のような機能別に避難場所・避難所を指定し、感染症対策を含めた環境を整備しています。

種類	機能	指定状況
指定緊急避難場所	切迫する災害（地震、津波、洪水）から避難する施設	小中学校、緊急避難施設等
津波緊急避難ビル	津波が発生するおそれがある場合、緊急的に一時避難する施設	町内の民営宿泊施設、リゾートマンション等
指定一般避難所	住居が被災した住民等が一時滞在する施設	小中学校、ふれあいセンター
福祉避難所	住居が被災した要配慮者が一時滞在する施設	町内の社会福祉施設と災害協定を締結

◆避難行動要支援者名簿・避難支援プラン（個別避難計画）の作成

要介護高齢者、障害者等で自ら避難することが困難な方々のため「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者と共有します。また、要支援者ごとの避難支援の実施方法を定めた「個別避難計画」の作成を進め、避難支援体制の整備、充実を図ります。

4 災害応急対策（災害時の対応）

◆町の防災体制

町内で震度5強以上を観測したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）や特別警報が発表されたとき等に、白子町災害対策本部を設置して総合的な応急対策を行います。

また、大規模災害で、町の対応能力を超える場合は、県、他市町村、自衛隊、災害協定を締結する団体（右表参照）等に災害対策の応援協力を要請します。

協力分野	主な災害協定団体
自治体相互応援	千葉県内全市町村、長野県小谷村
救援物資等	コメリ、セブン-イレブンジャパン、アベクラ、デベロップ、ジャパン・レンタル・アソシエーション
調査・情報・燃料供給等	千葉県 LP ガス協会、千葉県土地家屋調査士会、千葉県石油商業協同組合、町内郵便局、ヤフー ほか
インフラ復旧等	白子町建設業災害対策協会、千葉土建一般労働組合、東京電力パワーグリッド ほか

◆情報伝達・災害相談

災害時には、防災行政無線、白子町メール配信サービス、白子町ホームページ、SNS（防災LINE等）、広報車、広報紙等を活用して災害情報や生活情報、行政施策情報等を発信します。また、町庁舎や、必要に応じて避難所等に災害相談窓口を開設し、被災者からの問い合わせや相談に対応します。

白子町メール配信サービスは、災害・避難情報など緊急性の高い情報や生活情報等をパソコン、携帯電話やスマートフォン等のメール機能を活用し、より正確に伝えるため、文字情報で提供し、「防災行政無線が聞き取りにくい」などの不安解消や、町からのお知らせなどの生活情報、観光・イベント情報を提供するシステムです。右のQRコードを利用するか、shirako@entry.mail-dpt.jp へ空メールを送って登録してください。



◆避難情報の発令

河川の氾濫や高潮による浸水等が発生するおそれがある場合は、次の3種類の避難情報を発令します。

避難情報（警戒レベル）	主な発令基準	状況・とるべき避難行動
緊急安全確保（レベル5）	<ul style="list-style-type: none"> ■キキクルが「災害切迫（黒）」 ■堤防の決壊、氾濫を確認 	災害発生又は切迫！ <ul style="list-style-type: none"> ■命の危険、直ちに安全確保
避難指示（レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ■キキクルが「危険（紫）」 ■堤防に異常な漏水・侵食等が発見 	災害のおそれ高い！ <ul style="list-style-type: none"> ■危険な場所から全員避難
高齢者等避難（レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> ■キキクルが「警戒（赤）」 ■堤防に軽微な漏水・侵食等が発見 	災害のおそれあり！ <ul style="list-style-type: none"> ■危険な場所から高齢者等は避難

◆避難所の開設・運営

避難情報の発令時などに避難所を開設し、避難者の健康、プライバシー、ペット同行避難等に配慮して受け入れます。また、避難所運営委員会を立ち上げて避難者と関係者が連携し、男女のニーズ等に配慮して避難所を運営します。

一般の避難所での生活が困難な高齢者や障害者には、福祉避難所を設置して対応します。



◆医療救護

傷病者対策として、必要に応じて白子町健康づくりセンターに救護所を設置します。また、医師会等に救護班の編成及び出動を要請し、負傷者のトリアージ、応急処置等を行います。

重症者等については、後方医療施設（公立長生病院等）への受入を調整し、搬送します。

◆給水及び食料等の配布

医療施設等の重要施設が断水した場合には、速やかに給水車等を派遣します。また、断水が広範囲の場合は、避難所等に給水点を設置し、非常用飲料水ポリ袋等を配備します。

備蓄の食料や生活必需品等が枯渇した場合は、県や災害協定団体から調達し、避難所に供給します。また、避難所では、在宅の方を含めて多様な避難者の方々に食料や救援物資を提供します。

◆交通規制

町内の主要地方道飯岡一宮線と茂原白子線は、緊急輸送道路に指定されています。緊急輸送道路は、消防車等の緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行を制限したり、放置車両等を移動したりすることがあります。



◆被災建築物・被災宅地の危険度判定

地震で被災した建物は余震で倒壊するおそれがあります。

このような二次災害を防ぐため、大規模災害時には建物や宅地の応急危険度判定を行い、判定結果を示すステッカー（右図参照）を建物の入口等に表示します。



◆罹災証明の交付

罹災証明は、被災者生活再建支援金等の受給、町税の減免等に必要な証書です。二次災害等の危険が解消した後、町は住家の被害状況を調査して被害程度を判定し、罹災証明書を交付します。

罹災証明の対象とならない家財等の被害については、必要に応じて罹災届出証明書を交付します。

◆応急住宅の提供等

住居を失った被災者には、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の借り上げ、仮設住宅を建設などにより、応急的な住宅を提供します。また、半壊等の被害を受けた住宅の応急修理を支援します。

◆トイレ・災害廃棄物処理

断水や下水道が損壊して水洗トイレが使えない場合は、町が備蓄している携帯トイレや簡易トイレを活用するほか、公園等に仮設トイレを設置します。

また、倒壊家屋でがれきが大量に発生した場合は、町内の空地に仮置場を確保して一時保管し、長期的な計画をたてて処理します。

◆ボランティアセンターの設置

大規模な災害時には、公共施設に白子町ボランティアセンターを設置してボランティアの受付、登録を行い、被災者からのニーズとのマッチングをして現地に派遣します。



5 災害復旧・復興対策（災害からの回復）

被災者の一日も早い生活再建のため、支援金の支給、資金の貸付、雇用の確保、税金や公共料金の特例措置等を行います。また、被災した中小企業者、農林漁業者等に、復旧に必要な資金の融資等を行います。

また、被災した公共施設やインフラ施設等を速やかに復旧するため、国の財政支援を受けて災害復旧事業を実施します。大規模災害の場合は、関係機関・団体、市民等との合意形成の下、復旧・復興の基本方針を定めて復興計画を策定し、復興事業を推進します。